

中条町・黒川村合併協議会
第 1 0 回 会 議 議 案 書

日	時	平成 1 7 年 7 月 2 8 日 (木) 午後 4 時から
会	場	ロイヤル胎内パークホテル コンベンションホール

新市における事務組織及び機構の整備方針 の変更について

平成 17 年 6 月 21 日、報告第 11 号で報告したこのことについて、次のとおり変更したので報告する。

新市における事務組織及び機構の整備方針を次のとおり変更する。

第 5 章第 4 節第 3 項 具体的な構築方法（19 ページ）中、「市長部局（12 課 4 5 係、）」を「市長部局（12 課 4 7 係、）」に、「行政委員会事務局（教育委員会 2 課 5 係、）」を「行政委員会事務局（教育委員会 2 課 6 係、）」に改める。

第 6 章を別紙のとおり改める。

平成 17 年 7 月 28 日

中条町・黒川村合併協議会
会長 中条町長 丸岡隆二

指定金融機関の内定について

指定金融機関の内定について、次のとおり報告する。

株式会社北越銀行を胎内市における指定金融機関に内定する。

平成 17 年 7 月 28 日

中条町・黒川村合併協議会
会長 中条町長 丸岡隆二

報告第 14 号

合併協定書における要調整項目の 具体的調整内容について

合併協定書における要調整項目の具体的調整内容について、別紙のとおり報告する。

平成 17 年 7 月 28 日

中条町・黒川村合併協議会
会長 中条町長 丸岡隆二

報告第 15 号

市長職務執行者の選任について

胎内市長職務執行者の選任について、別紙のとおり報告する。

平成 17 年 7 月 28 日

中条町・黒川村合併協議会
会長 中条町長 丸岡隆二

別 紙

北蒲原郡中条町及び同郡黒川村の廃置分合に伴う
胎内市長職務執行者に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、平成17年9月1日から北蒲原郡中条町及び同郡黒川村を廃し、その区域をもって胎内市を設置することに伴う胎内市長職務執行者について、地方自治法施行令（昭和25年政令第16号）第1条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり定める。

記

- 1 胎内市長職務執行者
黒川村長 布川陽一

- 2 任 期
胎内市の設置の日から同市の長が選挙されるまでの間

平成17年 6月24日

中条町長 丸岡隆二

黒川村長 布川陽一

議案第 15 号

行政制度調整「調整方針等の変更」について（その 3）

行政制度調整「調整方針等の変更」（その 3）について、別紙のとおり提出する。

平成 17 年 7 月 28 日 提出

中条町・黒川村合併協議会
会長 中条町長 丸岡隆二

平成 17 年 月 日 確認

中条町・黒川村合併協議会

議案第 16 号

中条町・黒川村合併協議会の廃止について

中条町・黒川村合併協議会の廃止について、別紙のとおり提出する。

平成 17 年 7 月 28 日 提出

中条町・黒川村合併協議会
会長 中条町長 丸岡隆二

平成 17 年 月 日 確認

中条町・黒川村合併協議会

別 紙

中条町・黒川村合併協議会の廃止について

中条町・黒川村合併協議会は、北蒲原郡中条町・同郡黒川村（以下「2町村」という。）の合併に関する協議及び新市建設計画の作成並びにその事務の一切が完了し、その任務を終了したため、2町村の合併の前日をもって協議会のすべての活動を停止し、規約を廃止し、解散するものとする。

なお、解散後でも次の残務処理を行うことができる。

記

（協議会解散の場合の措置）

- 1．協議会予算の収支は、協議会規約第20条の規定に基づき解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

（残務処理）

- 1．清算報告については、速やかに報告書を作成し、委員であった者に通知するものとする。
- 2．出納整理については、残務処理があるので協議会解散後に行う。
- 3．清算後の剰余金については、胎内市に継承する。

議案第 号

中条町・黒川村合併協議会の廃止について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の6の規定により、
中条町・黒川村合併協議会を廃止するものとする。

廃止の時期 平成17年8月31日

平成17年 月 日 提出

町(村)長

平成 年 月 日 議決

町(村)議会議長

県知事あて提出書式（例）

総 第 号
総 第 号
平成 17 年 8 月 日

新潟県知事 泉 田 裕 彦 様

中条町長 丸 岡 隆 二

黒川村長 布 川 陽 一

中条町・黒川村合併協議会の廃止について（届出）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 6 の規定により、平成 17 年 8 月 31 日をもって、中条町・黒川村合併協議会を廃止するので、下記
の関係書類を添えて届出します。

記

1 協議会の廃止を必要とした理由

平成 17 年 8 月 日付けで北蒲原郡中条町及び同郡黒川村の廃置分合に
ついて、総務大臣の告示がなされ、平成 17 年 9 月 1 日付けで「胎内市」が
施行されることに伴い、中条町・黒川村合併協議会を平成 17 年 8 月 31 日
付けで廃止する。

2 中条町及び黒川村の議会の議決書の謄本
別添のとおり

3 その他参考資料

（1）中条町・黒川村合併協議会規約

（2）官報（平成 17 年 8 月 日付け 総務省告示第 号）の写し